			/		
和七年十月	(1) (1) (2) (3) (3) (4)	三三、三しな(ニト)ス條中一、移出檢査ヲ受クル	昭和四年月鳥取縣令第三十三號穀物檢查手數料規則中左ノ通改正ス ◆鳥取縣令第四十四號	縣	鳥取縣公報
哲		哲		Mary Mary Company Control of the Con	日 號
=		=			曜

鳥取縣 火金 曜日發行(時八翌日)昭和七年十月七日(第三種郵便物認可)毎週 曜日發行(休日二當ル)第 三 百 六 十 號(昭和四年四月十五日) 第六條

給與券ノ交付ヲ受

ケ

2

iV 者

ハ警察署長ノ指定シ

Ø

jν

營業者ニ

就

丰

人

日金十錢未滿

1

範

第七條

前條ノ營業者ハ榮養食品

代

償ヲ

第

號

(裏面)

樣式

=

依

ソ

所轄警察署長

= 請

求

ス

~

シ

圍ニ於テ現品ヲ受ク

前項ノ請求ハ給與券發行

第八條

救療中

患者左

各號

ニ該當ス

其

救療

ヲ

止

ス

3

ŀ

r

~

シ

適當ノ扶養義務者ア

ルニ

至リ

Ø

轉歸又ハ他府縣

Þ

他ニ療養ノ途アル

二至

タ

郵

便

認

結 核 患 者 救 療 規

程

第一 結核 (內臟) 患者ニシ ラ本縣内 ?:居住 他 救扶ヲ受ク 非 療養ノ途ナ

〕

患者 ト謂フ)ニ 對シ當該年度豫算 範圍 内二 於ラ本令ニ 依リ 左 ノ救療ヲ施行

巡健 護療談

回回康 診

巡 看

榮養食品ノ給與

第二條 本令施行 ノ為結核豫防委員 (以下單ニ委員ト謂フ) ヲ 置

委員 ハ縣職員、 警察署長、 市町村長其ノ 他適當ト 認ムル 者二就キ 知事之ヲ命 ジ叉ハ曝託

第三條 富二應ズ但シ必要ト 健康相談八鳥取市東 認 2 町鳥取縣警察部衞生課及米子市灘町鳥 + ハ臨時日時、 場所ヲ定メ之ヲ 行 フ = 取縣立米子保 γ w ~5 健病院ニ於 テ 其

第四條 健康相談ヲ受ケ 條所定ノ 場所 出 頭シ、

ノ給與ヲ受ケント ス 委員ニ 其 一旨申出

巡回診療、

巡回看護义八榮養食品

ス

H

第五條 給與努ノ 榮養食品ヲ給與ス 認 タ 患者 = 對 シ 第 號樣式 給與券 ラ交付

Ŧi. 委員 前各號ノ外救療 ノ指示ニ從 必要ナ ~ 認 シ タ テ w 消毒 =

第九條 本命ニ 依 ムリ救療 ス キ患家 二對 必要ナル 藥品 ヲ 給與 ス jν

7

~

公布 \mathbf{H} 3 リ 之ヲ 施行

當分 取 त्ता 米子市 及其 接續町村 ニ限リ 之ヲ施行

ス

鳥

取

縣

公

報

莎三百六

昭和七年十月

第三

種

便

物

認

可

 \mathbf{X}

第三百

號

(第三種郵

pJ

昭昭 和和 領收者 請求者 發 取 七年年 昭求候也 類 五昭和和與 用 數 至昭和 扱者 十十月七日發行十十月七日印刷 付 行 金額正 爭請 月來 昭 和 氏 住 所 住所 氏名 住所 鳥 昭 = 和 一領收候也 昭和 昭和 郡市 郡市 依年年 年 ソ 村町大字 長 村町 大 字 村町 頭月月 大字 月 JJ 書 殿 プ目目 錢也 金額 H 番 番 間 Н H П 交付月日 計 使用期間 7 即 發 入 7 使用 刷 行 シ 了 數 H シ 所 者 支拂 轄 1 鳥 取 縣 鳥 取 刑 務 支鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町鳥 取 市 東 町 警察署 w ヲ通ジ全額金壹圓 期 ŀ 間 H キ 單 = ハ 3 提出 裏面記載 リ 昭 更十 和 シ 二 日 現金ノ 委問 年三月 金 員ト 7 大請求 超過 錢 申期

與 期 間 至自 昭昭 和和 月月 日日 榮養食品ヲ交付 使 用 = スル ス 注 意 ヲ 要求 ラ途 ニス ススナ

◆鳥取縣訓

令甲第三十號

Ξ

結核豫防委員

若干名

結核豫防委員

副

Æ

結核豫防委員長(以下單ニ委員長ト謂フ)

ハ警察部長、

結核豫防委員副長

(以下單ニ副長ト謂フ)

ハ衞生課長、

結核豫防委員

(以下單ニ委員ト

.謂フ)

ハ持ニ知事ノ命ジ叉ハ囑託シ

タル

者ヲ以テ之

事

結核患者救療規程施行手續左ノ 昭 和 七 年 + 月 七 П

通 定

救 規 施 行 手續

條

結核患者救療規程

鳥取縣知事

館

結核豫防委員長

令

第三百六十號

昭和七年十月

訓

部

察 署 長 長

嫳

町 病 長

保

員 長

市

核

豫

委

哲

(以下單ニ規程ト謂フ)第二條ノ結核豫防委員左ノ如

第二條 ニ 充 ツ 委員長ハ 救療事務ヲ統轄シ 副長ハ委員ノ 職務二 從事 ス w 1 外委員長事故ア jν 其ノ

務ヲ代理スベ

委員ハ委員長ノ指揮ヲ承 他 1 法令ニ 別段ノ規程アル Æ 外規程並二本手續二 依 リ結核 隊防及

患者

三從事スベ

第三條 委員患者ヲ發見シ又ハ規程第四條 ノ申出ヲ受ケタ jν キ ハ 其 ノ狀況ヲ調査シ 適當 4 w

救療機關ヲシテ無料診療ヲ行ハシ メ 其ノ結果ヲ第一號様式ニ依 ッ 速 知事 = 報告スペ

第四條 リ給與努ヲ受ケ速ニ患者若ハ其ノ 委員榮養食品給與ノ要アル 患者ヲ發見シ又ハ給與ノ 同居者ニ交付シ警察署長ノ指定シ 伸出 ヨヲ受ケ タ ø 營業者ニ就キ現品ヲ受ケ w ハ所轄警察署長

1.5 mg mg 1.5 mg

百六十

坂縣公報

祭三

昭和

第 Ξ 種 郵 便 認

六

(第三種郵便物認可

毒

ス

ル

_

九

看護

其ノ

他

1

爲患

省

居室

=

出入

シ

若

患者

=

近接

シ

叉

ハ

病毒

汚

染ノ

物件

ヲ

取

扱

フ

者

其

都度手指

ヲ

消毒

シ且

一清潔ナ

口覆上衣及足袋ヲ着用シ

使用後ハ之ヲ

消毒

ス

jν

3

十

肺結核二

シ

テ咳嗽、

咯痰ア

iv

者喉頭結核ニシテ咳噸頻發ス

jν

らい成ル

~"

ク

۲

交通ヲ避ケ

公衆浴場、

料

理店

飲

食店、

劇場

寄席、

乘

合ノ

船車其

1

他公衆

ノ出

入

ス

w

場所

=

一立入ラザ

取

縣公

報

第

三百

唾痰 (八座壺、 紙片 布片 叉 **介** 水便 池其 1 他病 蒜 傳 播 1 危險 ナ キ 場 所 __ 略 出 ス J

同

ニ對シ

委員

ス

~

ネ左

ノ如

又ハ三十分以上煮沸シ 睡壺内ノ 睡痰 ハ二十倍塩 タ 一酸加石 ル後下 炭酸 水叉 ハ 水 便池 同容量ヲ こっ投棄 ス 加 jν へ充分攪拌 _ シ タ 後十二 時 間 以 上 放 置

シ

唾痰 ノ附着シ タ jν 紙片、 布片ハ 焼却シ 叉ハ便池ニ 投棄 ス ıν 7

ŀ

- 四 噴嚏ノ 紙片、 布片等ニ テ 鼻口 ヲ 7
- Ŧī. 患者 食器、 手拭、 寢具等ハ専用 ŀ シ 衣 服 寢具 ハ 時 時 H 光 = 驏 シ 又 ノ・ 他 方法 = 仫 リ 消

jν

六

患者

居室

採

光

換氣ニ

泩

意

シ

掃

除

ハ

濕

布

ヲ

以

テ

拭

淨

シ

腥

埃

1

飛散

ヲ

防

グ

7

۸۴

他

人

=

交

七 患者 付シ 叉 常用 使用セ シ タ シ N メ 衣 IJ. 服、寢具、 _ 書籍 共 他 病 毒 = iT_j 染 シ 9 w 物件 ハ 消毒 後 = 非 ザ ν

患者、 居室又ハ 住家ヲ轉 ジ 夕 w ŀ + 其 1 使 用 シ タ w 居室若 ハ 住 家 1 必 要 ŀ 認 2. iv 埧 7 竹

八

+ 患者死亡シ コ

タ

jν

۲

キ

其

1

使用

シ

タ

w

居室、

衣

服

寢具,

書籍其

ノ

他

物件

一之ヲ消

毒

ス

患者 死體 消 毒 ヲ 行 Ŀ タ w 後成 N べ " 火葬 = ス w 7

士 其ノ 他委員 = 於テ 豫防 上特 = 必要ト 認 メ タ jν 事項

第七條 Þ jν 委員患者 ラ診斷 シ タ ıν ŀ + ハ 患者又 、八、其 同居 者 = 對シ 消毒其 1 他 1 豫 防 方法

指示シ 其ノ が狀況へ 第三號樣式二依 ッ 委員長 = П 報 ス ~ シ

第八條 看護婦 タ jν 委員ハ委員長 指揮 = 從 ヒ毎週二回 以上患家二 臨 ミ患者 = 就 + 治療及 消 毒 其

他豫防 方 法 施 17 = 關 シ 指導又 介補 シ 其 1 狀 沢 ハ 第 ĮЦ 一號樣式 = 依 リ委員長 = H 報 ス ~

第九條 結核豫防委員二 豫算 ノ範圍內二於ラ手當ヲ支給シ 叉ハ 其ノ 身分二 應ジ旅費ヲ支給 ス

w

=

費ヲ支給ス トヲ得但シ 看護婦タ バ委員患家ニ 臨ミ前條ノ勤務ニ服シ タ jν ¥ ___ \mathbf{H} 二付金五十錢 \mathbf{H} 額旅

油

第十條 飲食物ヲ販賣スル營業者ヲ指定シ 警察署長 3.肝 ナル 牛乳、 共 ノ 住所、 職業、 蔬菜、 氏名、 果實其 年齡及販賣 ノ他患者ノ榮養食品 ス ル物品名並ニ其ノ ŀ シ テ適當ナ 時價表

ヲ具シ指定ノ都度委員長ニ報告スベシ之ヲ變更シ タル ・キ亦同

警察署長タ 委員 別二 配布 ノ給與努ヲ保管シ 委員又ハ 患者若 ハ 共 1 同居者 3 リ之ガ

トキ ハ 必要ノ 程度ヲ調査シ豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ交付ス 15 シ

給與券ノ受拂並ニ之ニ關シ配當シ タル豫算ハ第五號様式 ノ給與券整理簿ニ記入 其 ア收支ヲ 叨

スベ

シ

第十二條 給與券並ニ之ニ 警察署長規程第七條ノ請 關 ス ル 豫算 經理狀況 求書ヲ受理シ ハ當月分ヲ取 第六號樣式 其 = 精算シ 依 | 翌月 十日 迄 ニ委員長

タ

jν

ŀ

1

當否ヲ

請

求

金額ヲ支排

フ

~3

報告ス

第十三條 準據スベ 規程 及本手續 = 够 IV 消 毒 方法 ハ 大正 八年十月內 務省令第二十號結核豫防 法 施行規 則

經由 ス べ シ 第十四條

本手續ニ

依

y

知

事又ハ

委員長

提出

ス

~

キ

文書

封披

=

結親展

記

シ

所轄警察署長

附

第一號

本手續ハ規程施行

H

3

リ之ヲ施行

則

式

半

(用

年 月

告

豫

防

委

員

住

所

鳥

取

縣

知

事

核

患

救

報

告

月

H

官

氏

名 Ø

患者ノ 住所、 職業、 氏名、 生 车

生 計

弘 三 Ħ 六

鳥

公

第 種

九八七 六 Ŧī. 四 委員長 推定發病 扶養義務者ノ住所 指示シタル事項 報告者ニ於テ救療シタルトキハ其ノ狀況 患者ヲ引渡シタル診療機關ノ名稱及其ノ 旣往ノ消毒其ノ他豫防狀況 旣往ノ治療狀況 同居者ノ員數、 豫 华 樣 防 家 資產及收入狀況 式 月 覛 委 、氏名、 長 察 員 狀 用 並其ノ生計狀況 長 泥 紙 半 報 殿 委 紙 豫 員 型 防 昭 日時 委 和 員 氏 所 月 主 官 任 提 名 出 者 所 FD 理

治 改注指 榮 善 意 示 療 者 事 又 狀 兀 事 ス 名 泥 況 泥 項 郡 市 者 村 町 大 字 住 番地昭和 所 視 察 年 车' 月 月 日午 日 時 時

取縣

公報

第三百六十

號

昭和七年十月七日

(第三

種郵

物

認

	现			į	症				往		
下脂肪 皮格、筋肉、皮	よる 人 立一 勢威、便通、其ノ	透因	状況 發病前ノ醫療		智	教育	同居患者ノ有無	過去ノ職業	細菌檢查	病名及病症程度	月經及分娩經過
	他咳										
										: : : : !	
									1		
			1								
					i :						
								1			
		!									
1											

既 幼 遺	昭 推 定 發	氏	豫		委員長	
時ノ健康狀	所年月日扶 養 義 務 者 同	名 戸 主ト 本 籍 及 住 所	隊 防 委 員 長 殿	患者診斷報告	副長委員	第三號 樣式(用紙牛紙型)
	數等 身 數印 族 數其 ノ	職業生年月日	委員氏名印	報 告 年 月 日 昭和 年 月 日	主 任 所 者 理	

忠	惠		委員長	第四號樣左	後	豫	
者	者	豫	l	惊 左	生	本病	义レハン
住	氏	防			命ノ	カトラ ノ	へへ寫真
所	名	委	□		豫	豫	ン檢査
			看 副 長	用紙	後	後	查
郡市		員	獲	(用紙半紙型)			
村町		i	報	- L			
		ı	告 委員		A CAMPAGE TO SECURITY OF THE PARTY OF THE PA		
郡市		NOTICE OF THE PARTY OF THE PART	F				
村町	•					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	•
		委員氏	巡回主任	er			
郡市		D 1	E.				
村町		即	1				
ተህ ^[1]		昭和	昭 和 ——				
		年	年 選者			As well as the same of the sam	
郡市			į	metro.			1
村町		月	月			And Addition	
		H	Ħ			İ	

		症						在	<u>:</u>		
成略反神	泌尿器系	便 須 他 器 系	血	肺	胸	胸	心頸	眼鼻	明部	体温	皮
次 ※ 解 系	水器	世界不	近行器系	部	部	部	角及	耳咽	2百	一呼吸	Œ
尿機ノ			,	打	I 5	角虹	脊 柱 原	喉	面	吸	B. 375
檢 狀績查能況	狀況	狀 況	狀況	診	診	診	柱學	Ц	音聲	脈膊	沿腹
			· -						r_	///	
:											
:											
							:				
		1									

										[
		1									
										i	
		!									
				!							
				i							
						į					
		1									

	第
	Ξ
	種
	郵
	便
	物
	認
	pJ
	\cup
l	
ı	_

認善認善タ	與ヘタ	指示又	ル思者	訪問時	狀榮 況養	食 2 慾	及 食 事
ル事項ト	ルル事項	へハ注意ヲ	經過	間ニ於ケ	食品攝取	訪問日	訪問前
The second secon		,	深屎屎盗咯! 回量性汗血 數	各咳呼\xide	k d	畫所	書朝
			尿尿尿食疼 回量性慾痛 數	頭動眩睡精 痛作暈 眠 神	持	茶 夕	茶夕
			屎屎 屎盗咯 回量性汗血 數	各咳呼际位 煲嗽吸膞涩	k	畫朝	書朝
			尿尿尿食疼 回量性慾痛 數			孝 夕	'茶 夕
Constitution of the consti			※屎屎盜咯 回量性汗血 數			畫朝	畫朝
			尿寇尿食疼 回量性慾痛 數	頭動 眩睡料 痛 作量 眠 祁	青中	茶夕	/茶夕
Serie (et / e ann assa a havignessa) pa ve			屎屎 深 咯 回量性汗血 數	咯咳呼高化 煲嗽吸膊沿	本 品	畫刺	書朝
			尿尿尿食疹 回量性慾痛 數	頭動 眩 睡料 痛作量眠啊	詩 申	茶タ	/茶夕

清	消	消毒	服	訪
潔	毒	乗楽ノ	楽	問
狀	狀	有	有	時
沢	況	無	無	間
便寢上身 所具衣何		石炭酸水	頓 散用 藥	至自 午 后前
其病肌	其便唾寢	ル水	含水藥	時
他室衣打		11	r积 宋	分
便衰上。	本 所指器服	クレゾ ジー メ	頓 散 樂	至自年前
其病肌 ノ 他室衣打	1	水水	含 水 藥	時分
便寢上」		ク レ ジ 酸 ト 水	額 散用 樂	至自 午 后前
其病肌 ノ 他室衣	7	ル 水	含 水 樂	時
便寢上。 所具衣(クレゾール	頓 散用 藥	至自 午 后前
其病肌	チ 其便唾寢	水	含水藥	時
他室衣			7X X	分

月 鳥取縣公報 第 Ŧī. П 號 樣 式 錢 圓 昭和七年十月七日 拂 錢 殘 錢 (第三種郵便物認可) 領 收 者 住 所 氏 名 備 考

会三百六十號

	計		回		=		第		回		_	
金	11	ng D	住排	氏拂	金	期	1111 1111	Ē	主拂	氏初	* 企	拁
			渡	渡					渡	Ü	ř.	
额	敷	名	所人	名人	額	四至自	4 ,	i	近人	名人	额	周 王自
			Control of the contro			月月						月月
			Villadian			ЯΠ						il II
						問	and a service of the present					日間
			AND THE RESERVE OF THE PARTY OF									
			the replace of majorantes.									
			area la managementa de parte									
			and the control of th	* 11 7 700 00 15 006								
			o un recommondado o									
			The Control of Control							1		
		A sea of the control	NAMES OF THE OWNER OF THE OWNER,									
			Seat College (Sec.)				:					

[1	ij				,	第	者	患	給與	支掘			e contract	委員長	
住抄	17	氏协] ;	金	期	пп	氏	售	《券交付》	累計		豫	and and an		第六號
沙沙	F	D	能						入付累計	仓	金金	防委	教療	CDS-VANCOUR (New York)	
断り	(名丿		額	間 至自	名	名	所				Fl	H	E E	樣式
					月月						凝	長殿	報(長	用
					HH						也	, .	月 分	and the control of th	紙半
					 II 問				枚	000			<u> </u>	委	紙型
					and the same of th				給與你匹	豫 算額金	沯				
							1		又言同	化	救療	製	† 3	erasentater (and incide).	
a de la companya de l								1		F	文	告者	提出月日	POR COMPRESSIONAL PROPERTY OF THE PROPERTY OF	
LOS MARINES (I)			1						枚	金菱	挪額	The second secon	昭和	主任	
									残	髮		A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH			
												黎	年	者 所	
AN THE RESIDENCE AND A STATE OF THE STATE OF												署	月	Ep	
									1.7.	貨		長	П		

工事設計書

第三條

補助金ノ交付ヲ受ケ

ン

F

ス

w

市町村

左

書類ヲ具シ

知事ニ

申請

ス

べ

◆鳥取縣訓令甲第三十

土 市

町

村

木 出 張 所

長 長

時局 匡救土木費縣費補助規程左ノ通定ム

昭和七年十月七日

鳥取縣知事

館

哲

局匡救土木費縣費補助規程

第一條

市町村ニ於テ時局匡救

ノ目

的ヲ

、以尹左ノ

土木工事ヲ施行スル場合ハ本規程ノ定ム

jν

所ニ

依

補助金ヲ交付ス 橋梁ノ 新設又い 改築工事

樞要ナル道路、

河川改修工事

Ξ 港灣新築又ハ修築工事

河川ノ砂防工事

第二條 補助金 縣ニ於テ査定シ Þ w 工費 四分ノ三以内ト ス

四

第五條 第四條

補助內定額

ノ通知ヲ受ケ

Ø

w

ŀ

キ

ハ速ニ當該蔵人出豫算ヲ

調製シ

市

町村會

决議ヲ經テ

補助工事

> \

知事ノ

査定シ

タル

設計ニ依リ施行スベ

ス

Щ

地上物件移轉調書

Ħ.

工事ニ

闘スル

市町

村會ノ決議書歲入出豫算書並起債决議書

 \equiv

潰

書

足ル

ベキ平面圖

橋梁ノ

港灣

新築又ハ

修築工事ニ

在

テ

構造圖

(縮尺適宜)

及附

近く

狀況

ヲ

知

縱斷面圖

(縮尺長千分)

横斷面圖

(百分ノ

道路ノ新設若ハ改築又ハ河川

改修若ハ砂防工事ニ在リ

テ

ハ實測平面圖(縮尺千分ノ一)

面

昭和七年

第

取

Ţq

第十一條

たノ場合ニ於テ

ハ補助

ヲ

取

消

シ

叉

ハ

補

助金ヲ

娫

額

ス

w

3

r

~

第六條乃至第九條

規定ニ違反シ

Ø

指令額

7

超

Æ

Ξ

出來形粗惡ナ

施行緩慢ニシ

テ竣功

見込ナ

シ

メ

タ

前項ニ依リ

補助ヲ取消

シ

叉

補

助

金

ヲ

减

額

シ

タ

jν

場合ニ於テ補

助金ノ

、内渡ョ

爲

シ

3

w

Æ

7

(第三種郵便 物認可)

第六條 1. 事 ハ 直營ヲ 以テ 施行 ス ~ シ 但シ 特 別ノ 事情 7 w 場合 = 限リ 知事 許 可ヲ受ケ部分請負

第七條 ス 工. IV 事二 7 一着手シ ヲ得 Ø jν ŀ キ 七 H 以 內 = 知 事

第八條 特ニ急施ヲ要スル 工 事 = 付 ハ 知事 1 承認ヲ受ケ補助指 令前 於テ工事ニ着手 ス

Лì

#

",

~

第九條

左

ノ

場合

=

於

テ

ハ

知

事

1

許可

ラ受ク

~"

指令期 間內 ニ工事竣工セ ズ 工事期間 伸長ヲ爲サン

ス

jν

 \equiv 工事 設計ノ變更ヲ要スル ノ全部又ハ 部ノ 廢 止ヲ爲

項第 一號ノ場合ニ於テ 次年 度 (二繰越 サ ヲ ス 要 ス ŀ + 第二號ノ 場合ニ於テ既定豫算ヲ超過ス

双ハ第三號ノ場合二於テハ之二

ス

w

市町

村

會

(豫算ニ

關係ア

jν

モ

ハ其ノ

謄 w

添付ヲ要ス) 謄本ヲ提出 ス

第十 條 設計變更ノ 爲工事ニ 增减 ヲ來 シ Ø w ŀ キ 其 割 合 = 仫 ŋ 補 助金ヲ 增減 ス 但 v 增額 當初

第十三條 竣功檢査完了シ タ キ + H 以內二事業費精算書

及出

來形調書支拂證憑書寫並潰

地

及

第十

二條

工事竣功シ

キ

五日

以

内

=

知

事二

届

出

ヅ

~3

シ

但

≥

一指令中一箇所以上竣工

タ

w

金額又ハ

過渡額

タ環納

セ

其ノ都度報告ス

~

へ知 事 = 申請シ 其ノ 認定ヲ受クベ シ

補助金ハ精算認定後之ヲ交付 ラス但シ

第十四條 リ該當補助額(圓位ニ 止ム)ノ + 分 工事進捗上必要ト 九以內 一假渡ヲ 認 爲 ス メ Ø 3 w 場合 r 工 基キ 左

額 三百圓以 上五百圓未

第 Ξ 種 郵 便 物 認

鳥 取 縣 公

Tī

第

昭和七年十月

金

程

工

總

額

00246第十五條 本規程ハ公布ノ日ョリ之ヲ施行 第十七條 第十六條 四 Ξ 線何郡市 甲第八號土木費縣費補助規程 サシ 同 同 時局匡救土木費縣費補助申請 補助金ノ 本規程ニ依リ提出 補助工事並第八條ニ規定スル -アルベシ 假渡ヲ受ケント 二千圓以上 千圓以上二千圓未滿 五百圓以上千圓未滿 何 ス べ 何 川筋何 樣式ヲ準用ス スル 場合ハ二千圓ヲ增ス毎ニ一回 類 、トキハ所管土木出張所長ノ工程檢査ヲ受ケ請求ス 万様式パ 工事ニ付ラハ隨時官東東員ヲ派遣シ又ハ必要ナル指 市 何町 (補助申請書ヲ除ク)大正十三年六月鳥取縣訓 大字何字何) \equiv Ŧī. 口 回 ヲ加

ベ シ

亦 ラ爲

何町村大字何 J. 工 事 工工 費 費

何 何

程 程

圓

何

縣費補助申請額

何市町村負担

ヲ施行致度候ニ付縣費補助相成度工事施行

關

ス

市町村會ノ決議書歳入

右時局匡救土木事業トシ

金

程

金

何

程

出豫算書及工事設計書其ノ他關係書類相添此段申請候也

昭和

月

H

何 町 長

何

郡

市

名

示

告

知

事

宛

◆鳥取縣告示第四百十九號

炭竈構築補助規程左ノ通之ヲ定ム

第三百六十號

鳥取縣公

(第三種郵 便物

認可)

何々 (寄

氏

部ノ返還ヲ命ズ

jν

コト

7

w

13

シ

左ノ各號

=

ス

場合

知

事

ハ

補

助

指令

ヲ

取

消

シ

叉

ハ

交付

シ

Ø

jν

補

助金ノ

全部

叉

申請書又ハ完了届ニ虚偽ノ

記載ヲナ

シ

叉

不正

行

為ア

3

第五條ノ期間內

ニ事業完了

見込ナ

シ

認

叉

セ

昭和七年十月七日

取 縣知

館

哲

規

第一 製炭ノ 改良ヲ獎勵 スル為本縣内ニ 於ラ三箇年以上製炭ニ從事シ現ニ製炭ヲナシ ッ ッ

r

Jν

者

テ知事二於ラ優良ト認ム 炭竈ヲ構築ス ル者ニ 對シ豫算ノ範圍内 二於ラ補助金ヲ交付 ス

一世帶一竈ト シ炭焼夫自ラ構築スル Æ ニ限ル

第二條 新設 要シ タ ル経費 四 一以內卜 シ 工事 ノ難易成績 良否ヲ斟酌 シテ之ヲ定

第三條 査員ヲ經ラ前年度二月末日迄ニ知事ニ提出スベ 補助金ノ交付ヲ受ケン ŀ ス Æ 1 第一號樣式 = 依 w 申請書ヲ其 町 村 ヲ擔當 ス w 木 炭

檢

第四條 補助ノ 指令ヲ受ケタ ハ後築竈筒所双ハ竈 1 種別ヲ變更セ ン ۲ ス jν ۲ キ 知事ノ 承認ヲ受

第五條 凮ヲ提出 補助金交付 ~° 指 令ヲ受ケ タ w 者ハ 十二月末日 迄 = 事業完了 上直 = 第二號樣式二依

見 竈 築 竈 竈 鳥 取 縣公 筃 注: 報 式 所 盐 别 第三百六十 自 貫但シ奥行 式 H 鄁 昭和七年十月七日 錢 村町 尺 横巾 字 尺 原山 野林 寸 地內 認 腰高 可 Ξ 尺 7

第一號樣式

炭竈構築補助金交付申請書

第三條中二月末日迄上

アル

ハ昭和七年度ニ限リ

月十五日迄ト

ス

本規程ハ公布

H

ョリ

之ヲ施行

ス

第 Ξ

種 郵 便 物

鳥取	♦鳥取眩	計	其ノ	土	同	人	種		知			4:	右構築候
縣公報	◆鳥取縣告示第四百二十號		他	管	女	夫(男)	别	經	事			41.	供條經費
第三百六十	四百二十				Today to a life of the to		數	費精	宛			Л	精算書和
六十號	號						量	算				Ħ	右構築候條經費精算書相添及御屈候也
昭和七							H.	書			郡		畑候也
昭和七年十月七日		N. Andrew Common and American Common and Ameri					價				村町 大 字		
							金			氏	字		
(第三種郵便物認可)		And the second s					額						
(物)認可)							摘			名			
Ξ		No. of Concession, Name of		:						P			
		NOTICE AND DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE			1								
							要						

									U	JZOU)	87 .
,	昭和年 日 日 明 日 明 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 日 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明 明		第二號樣式		华	右構築可	小屋掛	材料	人夫	種		具耳県
號	記日號日郡構	炭竈構	式事		-1-	致候條	費	費	賃	別	經	2 年
\	町築村	炭竈構築事業完了届	宛		月	補助金				數	費	匀
	大笛字	完了届			В	右構築可致候條補助金交付相成度此段及申請候也				重	內	三百二十多
	字所			君	i [S	此段及中				單	譯	印
j	種 別 法			申請者 オ	用「 た 字	中請候也				價		日オームーリート
F	式 式 經			氏						金		(dy 11)
	費									額		一
	終着 了手							,		摘		
	年年			名								
	月月			Ð						The state of the s		
	нн								: : :	要		

昭和七年十月七日ノ件ハ之ヲ廢止ス

鳥取縣知事

館

哲

鳥取縣公報

大正七年十一月鳥取縣告示第三百二十二號金百圓未滿又ハ金百圓未滿ニ相當スル物件寄附者表彰方

鳥取縣公報 第三百六十號 昭和	外色・同同同	美郡小田	昭和麻生 同 同	頭郡 上	縣 村 同 同 縣村大	伯	伯	美郡		伯郡由	正條村 同 氣高郡正條村		五千石村同同五千石村大	福米 同 西伯郡福米村	上野町 同 八頭郡上私都	町同日野郡根南	扶 容 同 八頭郡大御門	中濱村佐斐神養蚕實行組合 四伯郡中濱村	名称事務		左記ノ通養蚕實行組合設立ノ届出アリタ●●●・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
昭和七年十月七日 (第三種郵便物體可(大字外邑貳百參拾壹番地壹	村大字高住百八拾壹番地	貳百四拾參番地	私都村大字麻生貳百七拾多八內壹番地	大字幅萬參百四拾五番地	郡富益村八百九番地	都伊勢崎村大字槻下貳拾九番屋敷	田後村六拾八番地ノ貳	伯郡加茂村大字河崎參百七拾六番地	良町大字由良宿千百七胎七番地	高郡正條村大字勝見六百六拾番地ノ貳	大國村大字原四百七拾四番地	石村大字諏訪百九拾五番地ノ貳	福米村大学西藤原九百四拾四番ノ壹	村大字野町貳拾七番地	町大字根雨六百五拾叁番地	口村大字殿四百八拾番地	大字佐菱神千八拾五番地ノ貳	所っ所在地	鳥取縣知事館	y
三玄	同	同九月二十五日	同 九月二十四日	1	同九月二十二日		同 九月二十日	同 九月 十六 日	同	同 九月 十五 日	同 九月 十三 日	九月 十二 日	同	同	九月十二	九月	九月	和七年八月三十一	設立年月日	哲二二	

(第三種郵便物認可)

氣 病 達雄へ申出ヅベク若シ右期限迄ニ申出ナキモノハ右管理人ニ於ラ適宜改葬スベキ旨照會アリリタルニ付右墓地ノ葬主叉ハ綠故者ハ緊靠十号十五号迄ニ兵庫縣飾磨郡城商村市之郷明泉寺住兵庫縣姫路市北條ロ一四番ノ三墓地十八坪六合八勺ハ今般新設道路敷地トナリ全部改葬スルニ◆鳥取縣告示第四百二十三號 昭和七年十月七日發行昭和七年十月七日印刷 昭和七年十月七日縣下日野郡石見村大字上石見ニ於テ左記ノ通家畜傳染病發生セ≪鳥取縣告示第四百二十二號 院 小田村池谷同 鳥坂縣公報 路 常 內 昭和七年十月七日 疸 同 名 同 间 畜 4: 類 性 八同同同同同同同同 年 __ 上私都村大字姬路貳百參拾八番 嵗 令 鳥取縣知 鳥取縣知事 大字岩常貳百七拾五番地 大字池谷七拾七番地 大字院內貳百四拾壹番地 發 昭和七年九月 事 病 + 月 館 館 扎 印 發 Ħ 刷 行 \mathbf{H} 地 肵 者 鳥 取 刑 務 鳥 取 刑 務 昭和 取 轉 縣 七 鳥 μ 同 同 同 哲 年 歸 取 九 取市 月 月 東 _ 町 職名和 支 タ + П リ 所 縣 П